

個人情報の取り扱いと情報セキュリティ対策のあり方 —地方自治体における危機管理の観点から—

代表研究者 浅野 一 弘 札幌大学法学部法学科 教授
共同研究者 湯浅 壘 道 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授

1 はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災（以降「大震災」と称す）は、いくつかの地方自治体で庁舎そのものまでが津波に襲われ、自治体の窓口機能が全て押し流されて崩壊するといった深刻な事態が生じた。その結果、庁舎の建物だけでなく、宮城県の南三陸町と女川町、岩手県の陸前高田市と大槌町では、戸籍の正本が津波で消失するなど、地方自治体の窓口サービスは大きな打撃を受けることとなった。

そのため、今回の大震災は、情報セキュリティの 3 大要素である「可用性 (Availability)」「完全性 (Integrity)」「機密性 (Confidentiality)」との関連で、大きな課題を突きつけることとなった。具体的には、地方自治体の窓口サービスが機能停止するなど、「可用性」を維持することができなくなり、また戸籍の正本が津波で消失するなど、「完全性」の点でも問題を引き起こした。要するに、住民の個人情報が紛失し、利用できなくなってしまったため、地方自治体の窓口サービスが実施できなくなってしまったのである。

一方、「機密性」の点では、支援団体に対して安否確認に必要な住民の個人情報（氏名、住所など）の提供を拒否する地方自治体が出てくる一方で、民間では Google の「Person Finder（消息情報）」などのクラウドを利用した安否情報提供に関する支援サイトが立ち上がり、家族や親族などの安否情報を求める住民への対応が図られたのである。さらに twitter を使って収集した情報の提供、避難所の名簿情報の提供など、個人情報の機密性に関して、地方自治体などの行政機関と民間とで、スタンスの違いが散見された。このことは、セキュリティ面及び危機管理の観点から、災害時に地方自治体などの行政が保有する住民の個人情報を、どのように取り扱うことが望ましいのかについて、平常時から行政側で想定しておく必要があるということをも物語っている。

そこで、本研究では、今回の大震災の教訓を踏まえ、セキュリティ面及び危機管理の観点から、地方自治体などの行政が保有する住民の個人情報の取り扱いのあり方について考察することとする。特に、災害時において、地方自治体による個人情報の利用を、どの程度まで住民が許容するのか、また許容した場合の条件などは、どのようなものがあるのかについて、具体的に検討することとしたい。そのため、災害時において、地方自治体が住民の個人情報をどの程度まで利用してよいと住民自身が認識しているのか、そしてその場合の不安感、さらには、そうした不安は、どういった要因で生みだされているかを探るため、インターネットを利用して住民を対象に、WEB によるネットアンケート調査を実施し、そのアンケート調査の結果等を踏まえた実証的な研究知見に基づき、住民の合意形成が得られる地方自治体の個人情報の取り扱いについて考察することとする。

2 災害時における行政の個人情報の取り扱いの現状と課題

2-1 災害時に行政が保有する個人情報の外部提供の対応

今回の大震災における行政が保有する個人情報の外部提供の対応について考察する。まず、今回の大震災後、被災した地方自治体に対して、障害者団体が障害者手帳などを持つ住民の個人情報の開示を求めたが、読売新聞が平成 23 年 6 月に行った調査によると、津波を受けた沿岸や福島第一原発からの避難をした地域で開示の要望を受けた 8 市町村のうち、応じたのは南相馬市のみで、多くの地方自治体では、個人情報保護を理由に開示を拒んだとされる（図表 1 参照）(1)。その求めに応じた南相馬市では、安否確認のための職員不足から、「日本障害フォーラム」（東京）の要請を受け、身体障害者手帳か療育手帳（知的障害者）を持つ約 1000 人分のリストを渡し、訪問調査を依頼したとされる(2)。

但し、毎日新聞によると、今回の大震災で津波に襲われた宮城県沿岸部の視覚障害者のほとんどが、満足

な支援を受けられない状況になっている可能性が高いことが、社会福祉法人「日本盲人福祉委員会」の現地調査で分かったという(3)。毎日新聞では、宮城県では個人情報保護の観点から、支援団体に氏名や住所などを提供せず、多くの視覚障害者が震災で失ったつえや音声パソコンなどの補助機器を補充できないまま、避難生活を強いられているとみられると伝え、宮城県障害福祉課の見解として「障害者手帳を持つ人すべてに支援が必要とは限らず、必要なら要請があるはず。個人情報に当たるリストは提供できない」とのコメントを掲載している(4)。しかし、こうした結果、本来優先すべき災害弱者（災害時要援護者）の支援が後手に回る結果となってしまったとの批判を浴びることとなった。

図表 1 個人情報の開示を求められた地方自治体の対応

自治体名	開示の可否	判断した理由
岩手県	○	安否確認や支援は、県としても取り組むべきだ
宮古市	×	生死にかかわるような状況ではなかった
宮城県	×	個人情報保護を優先する
仙台市	×	本人の意思確認ができていないため
名取市	×	市身体障害者福祉協会を紹介し協力してもらった
山元町	×	高齢者を含めて安否確認すべきなので
福島県	×	開示は市町村の判断に任せる
相馬市	×	個人情報の扱いは慎重にしたい
南相馬市	○	原発からの避難計画を作るため、状況把握が必要
川俣町	×	町内の避難は限定的、安否確認はできている
飯館村	×	障害者は把握しており、協力を請う状況ではない

(出典：読売新聞（2011年6月4日）「障害者の安否確認進まず、個人情報保護法が壁」

(<http://www.yomiuri.co.jp/national/news/20110604-0YT1T00478.htm>)

なお、災害弱者（災害時要援護者）と言っても、一概ではなく、個人が置かれている状況を踏まえ、支援が必要か、必要とすればどのような配慮が必要かを判断した上で、特に障害の有無など取り扱いに配慮が必要なセンシティブ情報（機微情報）を含めた住民の個人情報を取り扱うことが求められる。そのため、大分大学 教授 山崎栄一氏は、災害時要援護者の個人情報に対して、どこに要援護者がいるのか（要援護者存在情報）と、どのような要援護者本人の避難支援体制が必要か（要援護者支援情報）に分けて整理することを提示している（図表 2 参照）(5)。

図表 2 災害時要援護者の個人情報の区分

個人情報の区分	個人情報の内容	利用目的
要援護者存在情報	・要援護者の氏名、住所、性別、生年月日、連絡先、要援護者であることを示す情報（一人暮らし、要介護、障害の有無）	安否確認
要援護者支援情報	・要援護者の避難場所、避難経路、避難後の医療・福祉的配慮の必要性 ・避難支援者の氏名、住所、支援可能な時間帯など	避難支援

(出典：山崎栄一（2009年3月）「災害時要援護者の避難支援と個人情報」『地域防災研究論文集（第2巻）』p. 89-98、地域安全研究会)

その上で、要援護者存在情報は、要援護者の避難支援は生命・身体に関わる事項であり、かつ自然災害時には生命・身体に重篤な危害が及される可能性が高いため、本人同意を得ないで共有することが許される場合があるが、要援護者支援情報は、本人の同意を得なければ収集・共有することはできないと指摘している(6)。但し、たとえ本人同意を得なくても「①なぜ自分の個人情報が収集されるのか、②なぜ勝手に自分の個人情報が利用・提供されるのか、③自分の個人情報が地域に漏れて悪用されてしまわないか」といった住民の不安感や懸念を解消しなければならないことも指摘している(7)。

また、総務省が今回の大震災の発災時から平成23年4月末頃までにおける被災者の方々の情報行動やICTの活用状況に対して行ったインタビュー調査によると、「今般の震災時における個人情報の取り扱いについて、住民側では特に問題を感じなかったとの回答が86.7%に達するのに対して、地方自治体側では45.5%が、個人情報の収集・開示などの具体的な運用で苦労したとの回答」との結果を明らかにしている(8)。

その一方で、民間ではGoogleの「Person Finder（消息情報）」などのクラウドを利用した安否情報提供に

関する支援サイトを立ち上げ、家族や親族などの安否情報を求める住民に対して情報提供が行われた。Googleは海外事業者であるため、日本でサービスを提供しているにもかかわらず、個人情報保護法その他の日本の国内法の適用を受けないとしていることから、迅速な情報提供が可能になったという面がある。そのため、多数の行方不明者の安否確認を周囲に知らせる意味では、特に障害者などの災害弱者（災害時要援護者）である住民の個人情報の「機密性」の確保が、どこまで求められるかがセキュリティ面及び危機管理の観点からの課題といえ、その対応策を検討することが必要となる。

2-2 行政に求められる個人情報の外部提供に対する対応策

今回の大震災に限らず、安否確認等を行う際、災害時に援護が必要となる弱者である災害弱者（災害時要援護者）に関する住民の個人情報の利用については、これまでも様々な検討が行われている。

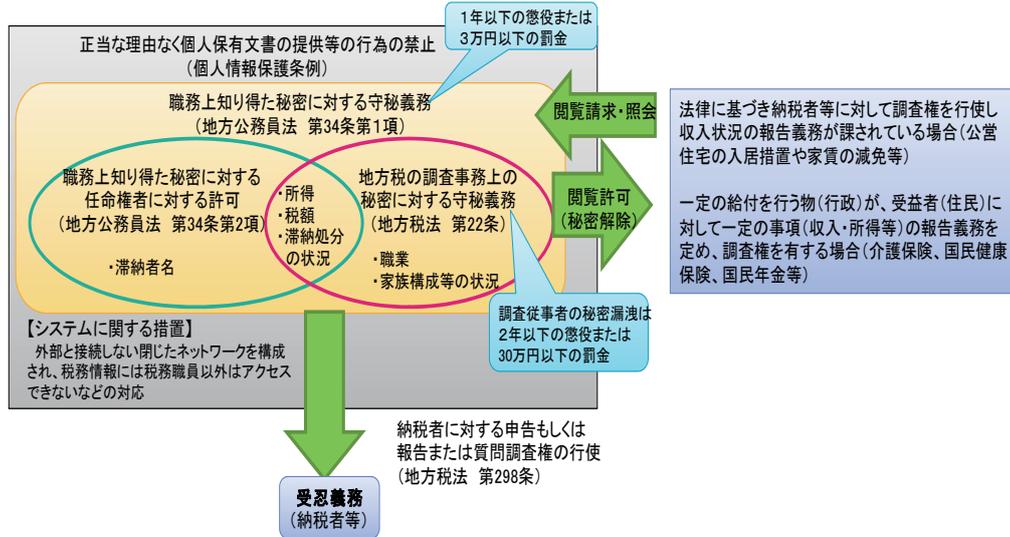
例えば、平成16年に発生した一連の風水害では、犠牲者の半数以上が高齢者であったことから、内閣府では高齢者等の災害時要援護者の避難支援などについて検討を進め、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）を取りまとめている（9）。その後、ガイドラインの改訂版を平成18年3月に公表しているが、そのガイドラインでは、「要援護者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は、要援護者への避難支援対策と対応した避難準備（要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）を発令するとともに、要援護者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備が不可欠である。また、要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容など）を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画（以下「避難支援プラン」と称する。）を策定しておくことが必要である」としている。また、「個人情報の適切な共有について（平成19年8月：内閣府・総務省）」、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認などの円滑な実施について（平成19年8月：厚生労働省）」などの政府通達や、各地方自治体の個人情報保護条例に基づく審議会で議論された災害時要援護者登録制度における個人情報の収集、目的外利用及び外部提供の答申などが示されている。特に、平成19年4月19日に内閣府が公表した「災害時要援護者対策の進め方について（報告書）」では、個人情報を含む要援護者情報の収集・共有に相当のスペースが割かれており、具体的な取り組み事例も多く紹介されている。

しかしながら、現実的には、多くの地方自治体の現場で、前述の通り、住民の個人情報の「機密性」を理由に部外者への提供を拒否するケースが生じることとなった。つまり、今回の大震災において、被災した障害者の孤立が懸念される中、安否確認のために住民の個人情報の開示を求めた障害者団体への対応が、地方自治体によって大きく異なっているのである。

地方自治体の個人情報保護条例の多くは、その例外規定の「取得に際する利用目的の明示が不要な場合」や「利用目的以外の利用・提供ができる場合」として、「生命、身体、財産の保護のための緊急を要する場合」が掲げられている。但し、災害時要援護者に関する個人情報には、いわゆる「公知の情報」と合わせて、特に災害時要援護者に関する個人情報に、いわゆる「非公知の情報」や「機微な情報」も含まれていることから、各地方自治体の判断として、その取り扱いが慎重とならざるを得ないのが実態である。

その理由として、まず、一般的に地方自治体では、その職員に対して「個人情報保護条例」に基づく罰則（正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された公文書を提供する等の行為に対して）と、地方公務員法に基づく罰則（秘密を守る義務に対して）が課されている。さらに、税務に関する個人情報の保護については、地方公務員の中でも地方税の賦課徴収に従事する税務職員に対して、地方公務員法以上の罰則（秘密漏えいに関する罪）が加重されており、住民から提供された税務に関する個人情報を外部に漏らしてはならない義務を負うとされている（「租税情報開示禁止の原則」）。そのため、例えば、法律に基づく適法な開示請求の場合、秘密関係を解除することができるが、その他の場合は極めて限定的である（図表3参照）。

図表3 地方自治体の職員に対する個人情報の守秘義務に基づく機密保持の要請



(出典：地方税務研究会編著（2008年）『新版 事例解説 地方税とプライバシー』ぎょうせい から、筆者が追記作成）

これに対して、情報提供を行わなかったことから、結果的に災害時要援護者に対する支援が手薄になり、疾病の悪化や最悪の場合は死亡というような状況に至ったとしても、情報提供を行わなかったことと疾病悪化・死亡との因果関係が直接的に立証されない限り、情報提供を行わないという不作為に対する行政の責任が法的に追及される恐れは小さいのが現状である。

そのため、守秘義務とそれに伴う刑罰が科せられている地方自治体の職員にとって、職員以外に対する外部提供に慎重になるのは、「法律による行政の原理」に基づく「法律の留保」の観点からすれば、ある意味で必然の結果といえる。このため、「災害救助という公事（被災者本人の生命・安全・財産を確保するという法益）」に対して、「プライバシーという公事（プライバシーを確保するという法益）」という二律背反の相反関係のバランスを、「法律の留保」の観点から、どのように保つべきかが、大きな課題といえる。その際、「災害救助という公事」を、どのように「社会的受忍義務」として位置付けることが可能となるのかという、そのバランスを判断するための基準と方法（手続き）が、極めて重要となる。つまり、災害時における住民の個人情報の取り扱いについて、迅速な対応の実施と行政業務の円滑化の観点から、より具体的な運用面のルールや基準作りなどが求められる。

なお、前述の通り、地方自治体からの個人情報の外部提供に関しては、個人情報保護条例の外部提供制限の例外として、個々の地方自治体が、災害等の緊急時の外部提供規定の適用判断を行うこととなる。つまり、その判断が各地方自治体の判断に委ねられるため、結果として、その対応がバラバラに陥ることとなる。この点について、地方自治体間の規定の相違という観点から、すでに「大きな規定の相違は見当たらないものの、その規定の解釈などの差異が生じる可能性」と指摘されている(10)。また、平成19年に情報セキュリティ大学院大学と富士通総研が行った地方自治体に対するアンケート調査の結果からも、個人情報保護の条例改正やガイドラインの策定については、「自治体の都市規模による差があまりみられなかったが、個人情報保護の具体的な対応策を個別に見てみると、自治体の都市規模による差をみることができた」ことを明らかにしている(11)。

つまり、地方自治体が保有する住民の個人情報については、個々の地方自治体の自治が尊重されているため（憲法第92条 地方自治の本旨）、実際に制定されている各条例では、個人情報の定義、保護する個人情報の範囲、個人情報の開示や利用停止の手続などについて、相当程度の規定の相違が生じているのである。このことに対して、新潟大学大学院 教授 鈴木正朝氏は、全国の都道府県及び市区町村の数を合計すると1800弱となることから、これを「1800問題」と名付けて国内に越境データの弊害が無駄に発生すると問題提起をしている(12)。地方自治体が保有する個人情報の取り扱いは、地方分権の趣旨から国の立法適用除外となるものと思われる。但し、国の法令（この場合は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」）において、地方自治体に対して条例などで「必要な措置」を講ずる努力を責務として課す（要請する）ことが求められるものと考えられる(13)。

また、従来、あらかじめ地方自治体（福祉部局、防災部局など）、及び民間の関係者（町内会などで構成さ

れた自主防災組織、民生委員など)の間で、障害者・高齢者など、災害時に援護を必要とする災害時要援護者の個人情報リストとして共有することは、各地方自治体の定める「個人情報保護条例」を適切に解釈・運用すれば、可能とされる。但し、その場合は、提供を受ける民間団体も、地方自治体から提供を受けた住民の個人情報を、どのような目的で利用し、安否確認をした後、どのようにその個人情報を利用・管理するのか、また地方自治体と共有していくのかに関する説明が求められる。つまり、安否確認のために取得した住民の個人情報が、安否確認後はどのように扱われるのか、また、どの範囲までの利用を前提にした住民の個人情報の提供を受けるのか、など住民の個人情報の提供を受ける側の責任を明確にするとともに、地方自治体に対しても、外部提供する民間団体側に対して、どのような責任を負わせるかどうかを見極めることが求められる。

例えば、読売新聞によると、「災害時要援護者避難支援プラン」を策定した三原市が、災害時に支援が必要な高齢者や障害者らの名簿などを自治町内会や自主防災組織に提供する段階になって、自治会役員などから「個人情報の管理には責任を伴う。急に押しつけられても困る」との予想外の戸惑いや反発の声が上がっているという(14)。このため、組織基盤が脆弱な町内会・自治会などに、一律にそうした責務を課すのも無理があるのも事実である。そこで、ある程度の組織基盤がある全国支援団体などとの連携を果たすことも必要であろう。例えば、国内の障害者団体を中心に11団体の連携組織である「日本障害フォーラム(JDF)」では、政府に対して「障害者のニーズや支援方法、個人情報の取り扱いのノウハウを熟知している当事者団体、および障害者相談員や支援事業所を含む関係団体等の参画を得ることは極めて有効」として、災害時の障害者の支援体制の枠組みに障害当事者団体・関係団体を明確に位置づけるように要請している(15)。

なお、総務省消防庁が、平成24年4月1日現在における各市区町村の取組状況の調査を行った「災害時要援護者の避難支援対策の調査結果」によると、調査団体の64.1%が全体の名簿を整備して更新中とし、名簿の整備途中の団体32.5%を合わせると、96.7%が更新中又は整備途中であった。その中で、全体の名簿を整備し更新中の団体において、92.8%が平常時又は災害時に他団体へ名簿を提供しており、さらに、その全体の名簿を整備し更新中の団体のうち、他団体に名簿を提供と回答した団体の94.9%が民生委員を、83.7%が町内会・自治会等自主防災組織を、63.5%が社会福祉協議会を、59.4%が消防団員を名簿の提供の対象としていた(16)。

従って、事前に地方自治体側で提供先である「要援護者支援機関」を予め特定し、その両者間で住民の個人情報の提供に関する協定を締結した上で、提供される住民の個人情報が適切に取り扱われることを誓約書の形で提出することを求めるなど、セキュリティ面や危機管理の観点から、災害時を想定した簡易で迅速な手続きによる住民の個人情報の外部提供を地方自治体の職員の守秘義務の除外規定で定めて、法的に担保する措置を講ずることが必要であろう。このため、各地方自治体の個人情報保護条例において、災害時の個人情報の外部提供を促進する根拠規定を施行細則などに定めておくことなどが考えられる。つまり、個人情報の取り扱いに対する住民の不安をどのように軽減するかの方策を施した上で、「本人同意の有無」及び「利用目的」を明確にした外部提供のあり方を模索すべきである。

こうした実態に対する課題を踏まえ、今回の大震災の被災地であり、前述の通り、読売新聞が平成23年6月に行った調査で住民の個人情報の開示に応じた実績を持つ岩手県では、平成24年6月11日に「被災者支援を目的とした個人情報の利用及び提供について」との文書を公表し、県(知事及び教育委員会)による被災者の個人情報の利用・提供の取扱いに関する一定の基準を示している(17)。この基準によると、岩手県内部での利用・提供、社会福祉協議会、法人その他の団体と、提供先の団体を3区分し、特に法人その他の団体に対しては公益性や目的の明確性、提供の合理性や必然性などの7項目の基準を示している。特に責務遵守性として、住民の個人情報保護について必要な処置を講じることができるなどを条件としている。なお、岩手県では、この基準を示す前提条件として、岩手県個人情報保護審議会答申(知事第69号、教育第70号)にて、その必要性について審議を経た上で、諮問の内容が妥当であると認められる手続きを行っている。

また、日本弁護士連合会(日弁連)は、平成23年6月17日の「災害時要援護者及び県外避難者の情報共有に関する意見書」の中で、各地方自治体に対して「東日本大震災において、災害時要援護者の救助や安否確認等、県外避難者への支援や相互連絡等につき、これらに協力する行政機関・地方公共団体、関係機関や民間協力団体等(以下、総称して「関係機関等」という。)との間で、その保有する災害時要援護者及び県外避難者情報を共有するため、“個人の同意”を前提とせず情報の外部提供を直ちに行うこと」を提言している(18)。

さらに政府は、第183回国会(常会)において災害対策基本法改正案を提出し、可決成立することとなった(19)。具体的には、市町村に対して災害弱者(災害時要援護者)の名簿作成の義務付けを行い、本人の同意を得た上で、消防など関係機関に予め提供ができることとし、災害発生時には同意がなくても必要な個人

情報を提供できることとした。但し、個人情報を知り得た人は秘密保持の義務も併せて求めることとしている(20)。また、横浜市では、平成24年9月27日から行政が保有する災害時要援護者の個人情報提供に係る条例整備に伴うパブリックコメント(意見募集)を開始している(21)。つまり、地方自治体の個人情報保護条例の改正または附則の追記ではなく、災害時の特別立法または条例化で、災害目的による住民の個人情報の取り扱いを定める動きを始めている。

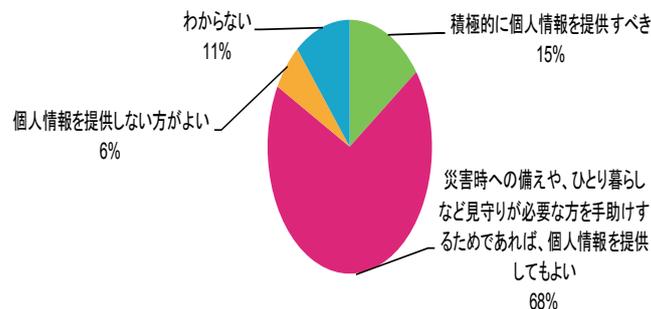
2-3 行政が保有する個人情報の外部提供に対する市民の不安や懸念

一方、前述した読売新聞によると、「災害時要援護者避難支援プラン」を策定した三原市では、平成20年10月以降、災害時に支援が必要な高齢者や障害者ら9624人の台帳を作り、個人情報を防災目的で提供することに同意を求める書類を送付したものの、個人情報の提供に「不同意」が168人、「無回答」が2534人という状況である。不同意の住民は、安易な個人情報の利用や提供により、自らの情報が意図しない使われ方をされてしまうのではないかと懸念を抱いているからであろう。

また、下野新聞によると、災害時に自力避難が難しい高齢者や障害者などの災害時要援護者に対する支援を行うため、1人1人の支援担当者と避難手順などを具体的に明記した「個別計画」の策定が、栃木県内8市町に留まり、その要因として「支援対象者から個人情報の共有について同意を得ることが最大の壁になっている」という。また、栃木県保健福祉課によると「市町職員が対象者に同意を求めても『他人に知られたくない』などと断られるケースがある」として、市町の人員体制や地域住民同士の人間関係も影響していると指摘している(22)。

横浜市健康福祉局が横浜市民を対象に行った「健康や介護についてのアンケート(平成23年1月)」でも、「行政が保有する介護が必要な高齢者や障害者の個人情報(氏名や住所等)を、自治会・町内会等に対して提供すること」に対する設問で、多くの住民が提供してもよいと回答しているものの、「個人情報を提供しない方がよい」と回答した住民が6%であった(図表4参照)(23)。

図表4 横浜市「行政が保有する介護が必要な高齢者や障害者の個人情報の提供について」



(出典：横浜市健康福祉局(平成23年1月)「健康や介護についてのアンケート(一般調査)」)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/kyoutuu/jourei/jigyukeikaku/23jittaityousa/riyousya-6.pdf>

このように、依然として、災害時を想定した場合でも、セキュリティ面及び危機管理の観点からの課題である特に障害者などの災害弱者(災害時要援護者)である住民の個人情報を外部提供することに対して、不安感や懸念を抱いている住民がいることも事実であり、「機密性」の確保とのバランスをいかに保つかを検討する必要がある。従って、本研究では、セキュリティ面及び危機管理の観点を踏まえ、こうした住民感情としての不安感や懸念を解消することを目的として、さらに住民意識を踏まえた考察を行うこととする。

3 ネットアンケート調査による住民意識の把握

3-1 ネットアンケート調査の実施概要

前述した問題意識と災害時における大震災における行政の個人情報の取り扱いに関する現状と課題を踏まえ、災害時における行政の個人情報の取り扱いに関する住民意識を把握するため、インターネットを利用している住民を対象に、WEBによるネットアンケート調査を実施した（図表5参照）。

図表5 ネットアンケートの概要

項目	概要
目的	①災害時における個人情報の活用と保護方策に対する考え方 ②災害時に活用する個人情報を保護するために必要な要件（不安感や懸念の解消方策） ③災害時に活用する本人以外の家族の個人情報に関する取り扱いに対する考え方（信頼感や家族意識との違いも含めて）
実施手法	インターネットアンケート調査（ネットアンケート調査会社経由で、対象者にメールで回答を依頼し、Webサイト経由で回答を回収）
調査対象	1000人 ✓ 国内に在住するインターネットを利用するユーザ（18歳以上の男女）の中から、10地区（北海道、東北、関東、北陸、甲信越、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄）に均等割り付けにて送付し、回収。
実施期間	2013年3月13日～15日
信頼性の確保	所要時間が短い回答や、極端に同じ箇所にチェックしてある回答、また特定の規則性がみられる回答などは、有効回答とはみなさず除外。
主な調査項目	①組織や団体への信頼感 ②被災経験（本人及び家族） ③個人情報の外部提供 ④外部提供されてもよい個人情報の範囲（本人及び家族） ⑤行政の個人情報の保護方策に対する考え方 ⑥災害時の番号制度の活用 ⑦回答者自身の属性

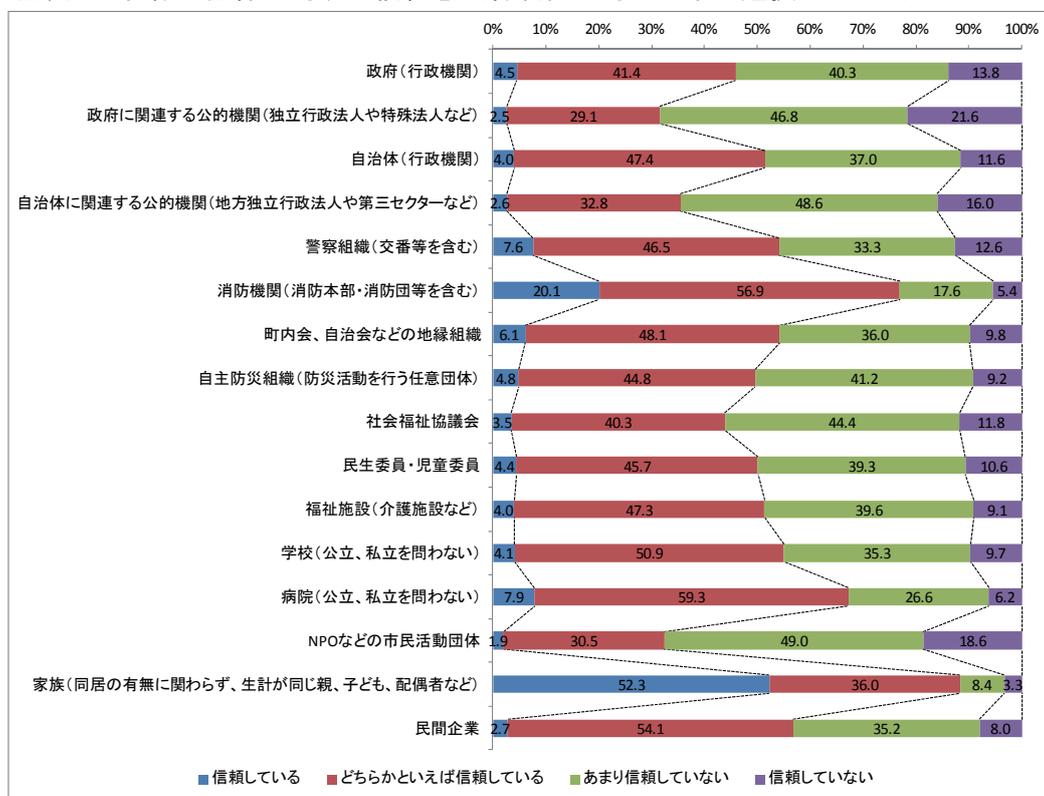
なお、ネットアンケート調査には、調査対象がインターネットユーザに限定されるという偏りがあるものの、今回の大震災の発生時には、インターネットを通じた安否確認などが積極的に行われたことから、そうした関心のあるユーザに対して意識調査を行うことで、課題を浮き彫りにできるものと判断した。また、10地区の均等割り付け理由には、地域差による意見の相違を予め防ぐためである。なお、クロス集計による分析では、予備的な分析として相関分析（5%有意、両側）を行っている。

3-2 災害時における行政の個人情報の活用に対する市民意識

(1) 組織や団体への信頼性

行政以外も含めて個人情報の取り扱いを行うことが想定される各種の組織や団体に対して、どの程度の信頼（不正などなく誠実であると信用し、頼りにすること）感を持っているかについて尋ねると、次のとおりとなった(図表6参照)。

図表6 組織や団体に対する信頼感（各項目に対して単一選択） (N=1000)



この結果、災害時における住民の個人情報の取り扱いについて、個人情報を実際に利活用して災害救助活動や復旧・復興活動を行うことになる様々な組織や団体に対する信頼感は、組織や団体の種類によってかなり異なっていることがわかった。最も高い信頼感を得たのは、病院であり、それに消防機関が次いでいる。特に病院は「信頼している」「どちらかといえば信頼している」と回答している合計が全体の7割をこえており、突出した信頼感を得ている。消防は救急部門も持つことから、病院と消防機関への信頼感の高さは、医療・救急を扱う組織に対する信頼感の高さを示すものであるとみることができよう。

一方、政府（行政機関）、政府に関連する公的機関（独立行政法人や特殊法人など）、地方自治体（行政機関）については、特に政府に関連する公的機関（独立行政法人や特殊法人など）への信頼感が低く、「あまり信頼していない」「信頼していない」と回答している合計が5割をこえている。その原因は今回の調査によっては明らかにすることはできなかったが、一つの要因は、今回の大震災とその後の福島原発の事故の際にも、政府が多くの「情報隠し」を行ったため、かえって国民からの信頼を失ったことが挙げられよう。

今回の大震災を契機として、各種のソーシャルメディアの行政の広報広聴手段としての意義が高く評価されるようになり、地方自治体の利用が増えているが、ソーシャルメディアにおける情報に対する人々の信頼度は、誰からの発信かという点に大きく依存するといわれる(24)。住民が情報の信頼性を判断する際に「主に見ているのは、情報の中身ではない。見られているのは『発信者が信頼に値するかどうかである』」という(25)。しかし、野村総合研究所が実施した「震災に伴うメディア接触動向に関する調査」によると、発信者の身元が政府・地方自治体であることが明確であったものは、逆に国民に信頼されなかったことが明らかになっており(26)、今回の大震災に関する情報発信に関しては、政府・地方自治体が発信したというだけで国民は信頼しないという状況になっていたのである(27)。

地方自治体に関連する公的機関等に対する信頼感は、「信頼している」「どちらかといえば信頼している」と回答している合計が5割前後となっている。

また、民間企業に対する信頼感については、「信頼している」が少ない反面で「どちらかといえば信頼している」が多く、合計で5割強となっている。合計すれば、警察よりも高い信頼感を得ていることになるが、これは今回の大震災を通じてコンビニやスーパーマーケットが大きな役割を果たしたことが評価された結果とも思われる。

これらに対して、突出して信頼感が低いのは NPO などの市民活動団体であり、「あまり信頼していない」「信頼していない」と回答している合計が7割弱という結果になっている。阪神・淡路大震災を契機として、災害時における NPO などの市民活動団体やボランティアの役割が重視されるようになってきているが、この結果には、住民の間からは公的機関やその周辺組織・団体ほどには信頼感を得ていないという現実が如実に表れている。

また、NPO などの市民活動団体に対する信頼には、本人の災害経験（被災経験・避難経験）の有無はほとんど影響を与えていない（図表7参照）。

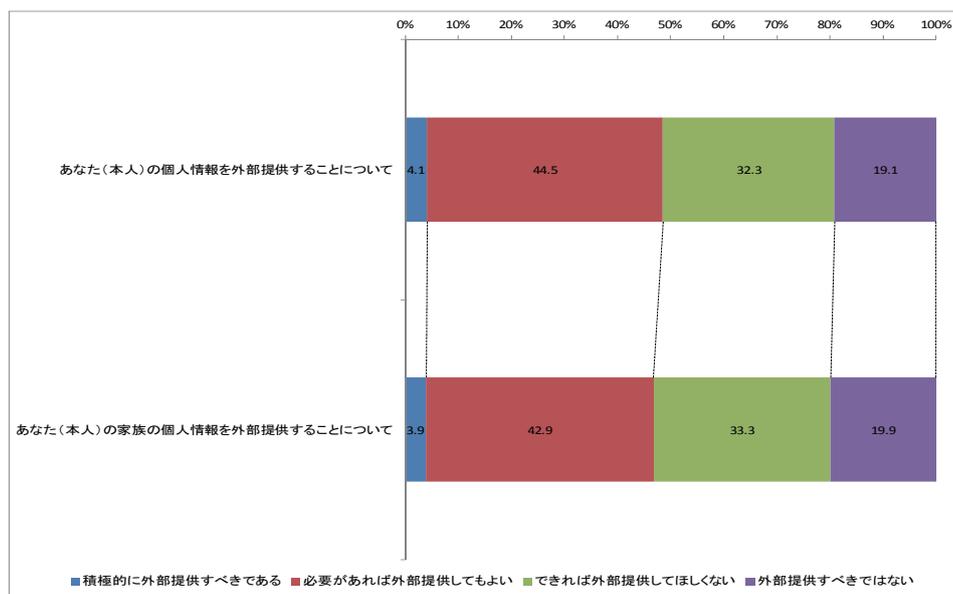
図表7 NPO などの市民活動団体に対する信頼と本人の被災経験・避難経験の有無とのクロス集計 (N=1000)

			本人の災害経験		合計
			ある	ない	
NPO 等への信頼	信頼	度数	4	15	19
		%	3.1%	1.7%	1.9%
	どちらかといえば信頼	度数	41	264	305
		%	32.3%	30.2%	30.5%
	どちらかといえば信頼しない	度数	60	430	490
		%	47.2%	49.3%	49.0%
信頼しない	度数	22	164	186	
	%	17.3%	18.8%	18.6%	
合計		度数	127	873	1000
		%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 災害時に行政が保有する個人情報の外部提供の有無

災害時に備えて、行政が保有するあなた（本人）及び家族の個人情報を外部提供することについて尋ねると、次のとおりとなった(図表8参照)。

図表8 災害時の個人情報の外部提供（各項目に対して単一選択） (N=1000)



この結果から、災害時に備えて行政が保有する本人、または家族の個人情報を外部提供することについては、賛否が約半数ずつとなっており、態度が二分される状況となっていることがわかる。

次に本人の災害経験（被災経験・避難経験）の有無は、災害時に備えて行政が保有する本人、または家族の個人情報を外部提供することへの賛否に対して、ほとんど影響を与えていない（図表9、10参照）。

図表9 災害時に備えて行政が保有する本人の個人情報を外部提供することと本人の被災経験・避難経験の有無とのクロス集計（N=1000）

			本人の災害経験		合計
			ある	ない	
本人情報	積極的に外部提供すべきである	度数	6	35	41
		%	4.7%	4.0%	4.1%
	必要があれば外部提供してもよい	度数	56	389	445
		%	44.1%	44.6%	44.5%
	できれば外部提供してほしくない	度数	42	281	323
		%	33.1%	32.2%	32.3%
	外部提供すべきではない	度数	23	168	191
		%	18.1%	19.2%	19.1%
合計		度数	127	873	1000
		%	100.0%	100.0%	100.0%

図表10 災害時に備えて行政が保有する家族の個人情報を外部提供することと本人の被災経験・避難経験の有無とのクロス集計（N=1000）

			本人の災害経験		合計
			ある	ない	
家族情報	積極的に外部提供すべきである	度数	4	35	39
		%	3.1%	4.0%	3.9%
	必要があれば外部提供してもよい	度数	59	370	429
		%	46.5%	42.4%	42.9%
	できれば外部提供してほしくない	度数	41	292	333
		%	32.3%	33.4%	33.3%
	外部提供すべきではない	度数	23	176	199
		%	18.1%	20.2%	19.9%
合計		度数	度数	873	1000
		%	%	100.0%	100.0%

（3）災害時に行政が保有する個人情報の外部提供と組織や団体への信頼性との関係

NPO等への信頼の度合いは、個人情報の外部提供への賛否の態度に対して、大きな影響を与えていることがわかった（図表11参照）。

図表11 NPOなどの市民活動団体の信頼感と災害時に備えて行政が保有する本人の個人情報を外部提供することとのクロス集計（N=1000）

			本人情報				合計
			積極的に外部提供すべきである	必要があれば外部提供してもよい	できれば外部提供してほしくない	外部提供すべきではない	
NPOなどの市民活	信頼	度数	2	13	2	2	19
		%	11%	68%	11%	11%	100%

動団体の信頼	どちらかといえば信頼	度数	15	154	99	37	305
		%	5%	50%	32%	12%	100%
	どちらかといえば信頼しない	度数	16	216	169	89	490
		%	3%	44%	34%	18%	100%
	信頼しない	度数	8	62	53	63	186
		%	4%	33%	28%	34%	100%
合計		度数	41	445	323	191	1000
		%	4%	45%	32%	19%	100%

この結果、NPO等を信頼しているという回答者の中では、本人情報の外部提供は、「積極的に外部提供すべきである」「必要があれば外部提供してもよい」の合計が約8割に達している。NPO等をどちらかといえば信頼しているという回答者の中になると、それが5割台にまで落ちる。どちらかといえば信頼しないという回答者の中では5割弱、信頼しないとする回答者の中では4割弱となっている。

このことから災害時に備えて行政が保有する本人、または家族の個人情報を外部提供することへの賛否には、NPO等の民間団体やボランティア組織への住民の不信感が大きく影響を与えているのではないかと推測される。

また、この点は民間企業に対する信頼の度合いについても同様である。民間企業が信頼できるとする回答者の中では、本人情報の外部提供は、「積極的に外部提供すべきである」「必要があれば外部提供してもよい」の合計が7割強に達しているに対して、信頼しないとする回答者の中では、「積極的に外部提供すべきである」「必要があれば外部提供してもよい」の合計は3割に満たない(図表12参照)。

図表12 民間企業の信頼感と災害時に備えて行政が保有する本人の個人情報を外部提供することとのクロス集計 (N=1000)

			本人情報				合計
			積極的に外部提供すべきである	必要があれば外部提供してもよい	できれば外部提供してほしいくない	外部提供すべきではない	
民間企業への信頼	信頼	度数	6	14	3	4	27
		%	22.2%	51.9%	11.1%	14.8%	100.0%
	どちらかといえば信頼	度数	26	280	165	70	541
		%	4.8%	51.8%	30.5%	12.9%	100.0%
	どちらかといえば信頼しない	度数	7	133	132	80	352
		%	2.0%	37.8%	37.5%	22.7%	100.0%
	信頼しない	度数	2	18	23	37	80
		%	2.5%	22.5%	28.8%	46.3%	100.0%
合計		度数	41	445	323	191	1000
		%	4.1%	44.5%	32.3%	19.1%	100.0%

これらのネットアンケート結果から総合すると、NPOやボランティア等の市民団体や民間企業を信頼していない市民は、行政の保有する自らの個人情報がこれらに対して外部提供されることに対して否定的であり、行政自らの保有に留めてほしいとの意向を持っていることが明らかとなった。逆にNPOやボランティア等の市民団体や民間企業を信頼している住民は、行政の保有する自らの個人情報がこれらに対して外部提供されることに対して、比較的肯定的であることがわかった。

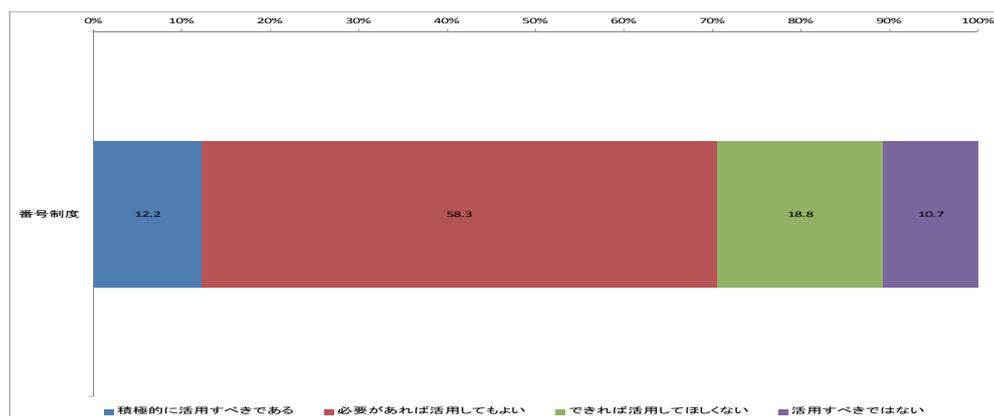
3-3 災害時における番号制度の活用に対する住民意識

(1) 災害時の番号制度の活用の有無

第183回国会（常会）では、災害対策基本法改正案と同様に全国民や企業に社会保障と税の共通番号（マイナンバー）を割り当てるマイナンバーに関する「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（通称：「番号法案」）」「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」等を提出し、可決成立している(28)。その番号法案において、災害時における番号制度の活用について示されていることから、今回のネットアンケート調査でも、住民意識としての捉え方を把握することとした。

まず、災害時に備えて、番号制度の活用することについて尋ねると、次のとおりである(図表13参照)。

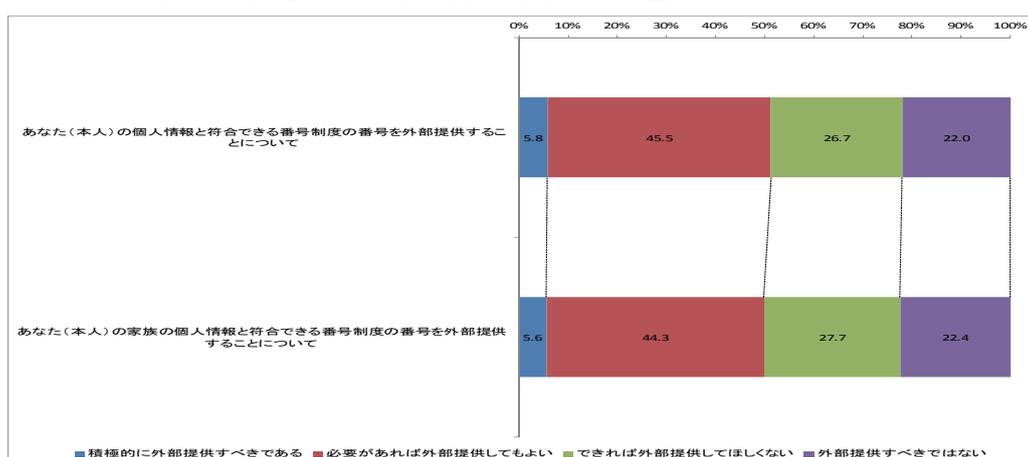
図表13 災害時の番号制度の活用（単一選択） (N=1000)



この結果、積極的な活用が12.2%、必要があれば活用が56.3%と7割弱のネットユーザが番号制度の活用自体に対しては好意的に受け止められているものと思われる。

また、災害時に備えて、行政が保有する本人または家族の個人情報と符合できる番号制度で用いる番号を、個人情報と一緒に外部提供することに対して尋ねると、次のとおりである(図表14参照)。

図表14 災害時の番号制度の活用（単一選択） (N=1000)



この結果から、番号制度の活用の割合に比べると下がるものの、本人または家族の個人情報と符合できる番号を外部提供することに対しては半数が好意的なのに対して、もう半数が否定的な意向を示していることがわかった。

これらの結果から、災害時に行政が保有する個人情報を外部提供する場合には、相手先に対する住民の信頼感を保つことが最も重要となることがわかった。そのためには、外部提供先に対しても個人情報を取り扱う透明性を高め、本人自らが個人情報の取り扱われ方を認識するような施策を重点的に行うことが求められている。

4 まとめと提言

(1) 災害時に行政が保有する個人情報の外部提供の不安に対する対応策

本研究では、今回の大震災の経験を踏まえ、セキュリティ面及び危機管理の観点から、どの程度まで住民が地方自治体などの行政が保有する住民の個人情報の利用を許容するのか、また許容した場合の条件などを具体的に検討することが目的である。そのため、災害時において、地方自治体が住民の個人情報をどの程度まで利用してよいと住民自身が認識しているのか、そして、その場合の不安感や、そうした不安感を生みだす要因を探るため、インターネットを利用している住民を対象に、WEBによるネットアンケート調査を実施し、そのアンケート調査の結果などによる実証的な研究知見に基づき、住民の合意形成が得られる地方自治体などの行政が保有する住民の個人情報の取り扱いのあり方について考察することとした。

まず、今回の大震災の経験を踏まえ、行政として、制度改正が行われつつあり、例えば市町村に対して災害弱者（災害時要援護者）の名簿作成の義務付けを行い、本人の同意を得た上で、消防など関係機関に予め提供ができることとし、災害発生時には同意がなくても必要な個人情報を提供できることなどの災害対策基本法の改正が行われた。さらに地方自治体においても、具体的な災害時を想定した条例化を進める動きもみられており、災害目的の住民の個人情報の取り扱いを条例等で定めるようにし始めている。

但し、そうした立法化の動きに対しては、予め、例えば地方自治体側で提供先である要援護者支援機関を特定し、その間で事前に住民の個人情報の外部提供に関する協定を締結し、個人情報が適切に取り扱われるように誓約書の提出を求めるなど、行政側において必要に応じて簡易で迅速な手続で第三者への情報提供が可能とした上で、地方自治体の職員の守秘義務の除外規定として法的な担保措置を講ずることが求められることを指摘した。

一方で、依然として、災害時を想定した場合でも、行政から住民の個人情報を外部提供することに対して不安感や懸念を抱いている住民がいることも事実であることから、こうした住民感情としての不安感や懸念を解消することを目的にネットアンケート調査を実施した。そのアンケート調査の結果を踏まえると、住民意識として突出して信頼感が低いのはNPOなどの市民活動団体であり、「あまり信頼していない」「信頼していない」と回答している合計が7割弱であった。このことは、住民の間には公的機関やその周辺組織・団体ほどには信頼感を得ていないという現実が如実に表れている。また、災害時に備えて行政が保有する本人、または家族の個人情報を外部提供することへの賛否には、NPO等の民間団体やボランティア組織への住民の不信感が大きく影響を与えていることが推測される。つまり、NPOやボランティア等の市民団体や民間企業を信頼していない市民は、行政が保有する自らの住民の個人情報が、NPO等の民間団体やボランティア組織に対して外部提供されることに対して否定的であり、行政自らの保有に留めてほしいとの意向を持っていることが明らかとなった。

さらに、災害時に備えて、番号制度の活用することに対しては、7割弱のネットユーザが番号制度の活用自体に対しては好意的に受け止められていたが、本人または家族の個人情報と符合できる番号を外部提供することに対しては半数が好意的なのに対して、もう半数が否定的な意向を示していることがわかった。

従って、セキュリティ面及び危機管理の観点から、災害時に行政が保有する住民の個人情報を外部提供する場合には、その外部提供する相手先に対する住民の信頼感を保つことが最も重要ということが指摘できる。そのため、災害時に行政が保有する住民の個人情報の取り扱いとして、外部提供する場合には、外部提供先に対しても住民の個人情報を取り扱う組織や団体としての透明性を高めることが求められる。その透明性による住民からの信頼感の確保こそが、セキュリティ面及び危機管理の観点から見た住民の合意形成が得られる地方自治体などの行政が保有する住民の個人情報の取り扱いといえるだろう。

(2) 今後の展望に向けて

今後の災害対策のあり方として、危機管理の観点から、行政と民間との協働の取り組みが求められるが、その際に重要なのは住民の個人情報を含めた行政と民間との情報共有である。しかしながら、そうした情報共有の手段である住民の個人情報の外部提供に対しては、外部提供先に対しても住民の個人情報を取り扱う透明性を高め、住民自らが個人情報の取り扱われ方を認識するような施策を重点的に行うことが求められる。

従って、外部提供先に対しても個人情報を取り扱う透明性を高める対策を、各地方自治体が実際に、どのように取ることができるのかが課題となる。そのため、今後、今回の住民意識としてのネットアンケートと調査に加えて、災害時における地方自治体などの行政が保有する住民の個人情報の取り扱いについて、地方自治体側では、どのような対策を検討しているのか、その実態を把握することが不可欠と言えるだろう。

一方、地方自治体などの行政が保有する住民の個人情報を外部提供される民間団体側にとっても、地方自治体から外部提供を受けた住民の個人情報を、どのような目的に利用し、利用した後、どのように、その個人情報を利用・管理するのか、また地方自治体と情報共有をしていくのかについて、住民に対する説明責任が問われることになる。このことについては、民間団体側からは住民の個人情報の管理責任を伴うことに対して不安を感じる関係者もあり、さらには、住民の個人情報を外部提供されることに対して「不同意」する住民がいることも事実である。このため、行政が保有する住民の個人情報を外部提供することについて、セキュリティ面及び危機管理の観点を踏まえて、住民の不安をどのように軽減し、災害弱者を地域で守る体制を作り上げていくのかが問われていることとなる。

そこで、今後の研究では、震災をはじめとする災害時の危機を想定し、地方自治体など行政が保有する住民の個人情報の利用及び外部提供などの取り扱いのあり方について、どのような形で住民の合意形成が図られるかについて検討することが必要である。従って、今後は、今回のネットアンケート調査などで明らかとなった実証的な研究知見を踏まえ、より地方自治体が保有する住民の個人情報の取り扱いの実態に即しつつ、具体的な対応策について探求していくこととしたい。

【参考文献】

岩手県総務部法務学事課情報公開担当(2012年06月11日)「被災者支援を目的とした個人情報の利用及び提供について」

(<http://ftp.www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=4462&of=1&ik=1&pnp=4460&pnp=4462&cd=39341>)

下野新聞(2012年7月8日朝刊)「県内・災害弱者避難計画 個別策定8市町のみ 対象者「同意」が壁に」

<http://www.shimotsuke.co.jp/news/tochigi/local/news/20120707/821873>)

鈴木正朝(2012年)「インターネット、スマートフォンをめぐる個人情報保護制度の動向と課題」日本データ通信 187号、p.15

総務省(平成24年3月7日)「災害時における情報通信の在り方に関する調査結果」

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin02_02000036.html)

総務省消防庁(平成24年7月3日)「災害時要援護者の避難支援対策の調査結果」

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2407/240703_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)

瀧口樹良(平成19年7月)「自治体のITアウトソーシングと個人情報保護に関する課題と方策」富士通総研研究レポート(No.234)、富士通総研 経済研究所

内閣官房社会保障改革担当室「社会保障・番号制度」(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)

内閣府消防防災ページ「災害時要援護者対策」

(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/index.html>)

内閣府「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」

(http://www.bousai.go.jp/taisaku/hourei/kaisei_hourei.html)

日経新聞「「災害弱者」避難、誰が手助け 個別計画作成に自治体苦戦」

(<http://www.nikkei.com/article/DGXNZO49963260V21C12A2CC1000/>)

日本障害フォーラム(JDF)(平成25年1月18日)「災害時における障害者等の支援に関する要望」

(<http://www.dinf.ne.jp/doc/JDF/demand/20130118.html>)

日本弁護士連合(平成23年6月17日)「災害時要援護者及び県外避難者の情報共有に関する意見書」

(http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/110617_3.pdf)

野村総合研究所(2011年)「東北地方太平洋沖地震に伴うメディア接触動向に関する調査(概要)」

(<http://www.nri.co.jp/news/2011/110329.html>)

地方税事務研究会編著(2008年)『新版 事例解説 地方税とプライバシー』ぎょうせい藤代裕之(2011年)「ソーシャルメディアの登場で風評の広がり方が変わった」宣伝会議 814号、p.28-30

毎日新聞(2011年4月20日)「東日本大震災:視覚障害、機器届かず 宮城県が情報提供拒否「個人情報保護」」(<http://mainichi.jp/life/health/fukushi/news/20110420dde003040060000c.html>)

三上直之(2011年)「専門家の伝える『正しい知識』はなぜ市民に信頼されないのか」宣伝会議 814号、p.50-51

山崎栄一(2009年3月)「災害時要援護者の避難支援と個人情報」『地域防災研究論文集(第2巻)』p.89-98、地域安全研究会

山崎栄一、立木茂雄、林春男、田村圭子、原田賢治(2006年11月)「災害時要援護者の避難支援に関する政策法務のあり方について」『地域安全学会論文集(No.8)』p.323～332、地域安全学会

湯淺壘道(平成19年3月)「福岡県内の市町村における個人情報の保護に関する条例の現状と課題」『九州国際大学法学論集』13巻3号、p.61-110、九州国際大学

湯淺壘道・林紘一郎(2011年)『「災害緊急事態」の概念とスムーズな適用』情報セキュリティ総合科学9号、p.43

横浜市健康福祉局福祉保健課「行政が保有する災害時要援護者の個人情報提供に係る条例整備に伴うパブリックコメント(意見募集)」
<http://www.city.yokohama.jp/ne/news/press/201209/20120927-025-15292.html>

横浜市健康福祉局(平成23年1月)「健康や介護についてのアンケート(一般調査)」
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/kyoutuu/jourei/jigyouseikaku/23jittaityousa/riyousya-6.pdf>

読売新聞(2009年4月23日)「三原市災害時要援護者避難支援プラン 個人情報管理住民に不安」
http://www.yomiuri.co.jp/e-japan/hiroshima/feature/hiroshima1197001129611_02/news/20090422-OYT8T01066.htm

読売新聞(2012年3月20日)「災害時の障害者支援…安否確認、個人情報の壁」
<http://www.yomidr.yomiuri.co.jp/page.jsp?id=56251>

読売新聞(2011年6月4日)「障害者の安否確認進まず、個人情報保護法が壁」
<http://www.yomiuri.co.jp/national/news/20110604-OYT1T00478.htm>

【注】

- (1)読売新聞(2012年3月20日)「災害時の障害者支援…安否確認、個人情報の壁」
<http://www.yomidr.yomiuri.co.jp/page.jsp?id=56251> 及び読売新聞(2011年6月4日)「障害者の安否確認進まず、個人情報保護法が壁」
<http://www.yomiuri.co.jp/national/news/20110604-OYT1T00478.htm>。
- (2)身体障害者に限らず、一般的に高齢者、外国人、乳幼児、妊婦等の人たちを「災害時要援護者」と呼んでいる。この「災害時要援護者」は、災害時に自力で避難することが困難とされるため、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに必要な支援を行うことが求められる。これまで政府は、平成17年3月に定め、平成18年3月に改訂された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、全国の地方自治体に対して災害時要援護者名簿の作成や避難支援の取り組み方針を策定するよう呼びかけている。なお、現在は、平成25年6月に「災害対策基本法」の改正案が国会で成立し、全国の地方自治体に対して災害時要援護者名簿の作成が義務付けられることとなった。
- (3)毎日新聞(2011年4月20日)「東日本大震災：視覚障害、機器届かず 宮城県が情報提供拒否「個人情報保護」」
<http://mainichi.jp/life/health/fukushi/news/20110420dde003040060000c.html>
- (4)(3)に前掲。
- (5)山崎栄一(2009年3月)「災害時要援護者の避難支援と個人情報」『地域防災研究論文集(第2巻)』p.89-98、地域安全研究会。
- (6)山崎栄一、立木茂雄、林春男、田村圭子、原田賢治(2006年11月)「災害時要援護者の避難支援に関する政策法務のあり方について」『地域安全学会論文集(No.8)』p.323～332、地域安全学会。
- (7)(5)に前掲。
- (8)総務省(平成24年3月7日)「災害時における情報通信の在り方に関する調査結果」
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin02_02000036.html。
- (9)内閣府消防防災ページ「災害時要援護者対策」
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/youengosya/index.html>。
- (10)湯淺壘道(平成19年3月)「福岡県内の市町村における個人情報の保護に関する条例の現状と課題」『九州国際大学法学論集』13巻3号、p.61-110、九州国際大学。
- (11)瀧口樹良(平成19年7月)「自治体のITアウトソーシングと個人情報保護に関する課題と方策」富士通総研研究レポート(No.234)、富士通総研 経済研究所。
- (12)鈴木正朝(2012年)「インターネット、スマートフォンをめぐる個人情報保護制度の動向と課題」日本データ通信187号、p.15。
- (13)例えば、国の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とし、行政上の手続について的一般法である行政手続法では、地方公共団体の措置として、第46条に「この法律の規定の趣旨にのっとり、

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされており、地方自治法における自治事務等この法律の適用除外となっている行為(その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているもの)について(第3条第3項)、この規定に基づき、行政手続条例を制定している地方自治体が多数を占めている。このように、地方自治体に対して、どの程度の強制力を持たせるかは別として、ガイドライン等の法的根拠の乏しい形ではなく、法令で規定した形で明文化し、法的根拠として示されるようにすべきであろう。

- (14)読売新聞(2009年4月23日)「三原市災害時要援護者避難支援プラン 個人情報管理住民に不安」
(http://www.yomiuri.co.jp/e-japan/hiroshima/feature/hiroshima1197001129611_02/news/20090422-OYT8T01066.htm)。
- (15)日本障害フォーラム(JDF)(平成25年1月18日)「災害時における障害者等の支援に関する要望」
(<http://www.dinf.ne.jp/doc/JDF/demand/20130118.html>)。
- (16)総務省消防庁(平成24年7月3日)「災害時要援護者の避難支援対策の調査結果」
(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2407/240703_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)。
- (17)岩手県総務部法務学事課情報公開担当(2012年06月11日)「被災者支援を目的とした個人情報の利用及び提供について」
(<http://ftp.www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=4462&of=1&ik=1&pnp=4460&pnp=4462&cd=39341>)。
- (18)日本弁護士連合(平成23年6月17日)「災害時要援護者及び県外避難者の情報共有に関する意見書」
(http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/110617_3.pdf)。
- (19)日経新聞「「災害弱者」避難、誰が手助け 個別計画作成に自治体苦戦」
(<http://www.nikkei.com/article/DGXNZO49963260V21C12A2CC1000/>)。
- (20)内閣府「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」
(http://www.bousai.go.jp/taisaku/hourei/kaisei_hourei.html)。
- (21)横浜市健康福祉局福祉保健課「行政が保有する災害時要援護者の個人情報提供に係る条例整備に伴うパブリックコメント(意見募集)」
(<http://www.city.yokohama.jp/ne/news/press/201209/20120927-025-15292.html>)。
- (22)下野新聞(2012年7月8日朝刊)「県内・災害弱者避難計画 個別策定8市町のみ 対象者「同意」が壁に」(<http://www.shimotsuke.co.jp/news/tochigi/local/news/20120707/821873>)。
- (23)横浜市健康福祉局(平成23年1月)「健康や介護についてのアンケート(一般調査)」
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/kyoutuu/jourei/jigyokeikaku/23jittaityousa/riyousya-6.pdf>)。
- (24)藤代裕之(2011年)「ソーシャルメディアの登場で風評の広がり方が変わった」宣伝会議 814号、p.28-30。
- (25)三上直之(2011年)「専門家の伝える『正しい知識』はなぜ市民に信頼されないのか」宣伝会議 814号、p.50-51。
- (26)野村総合研究所(2011年)「東北地方太平洋沖地震に伴うメディア接触動向に関する調査(概要)」
(<http://www.nri.co.jp/news/2011/110329.html>)。
- (27)湯浅壘道・林紘一郎(2011年)「『災害緊急事態』の概念とスムーズな適用」情報セキュリティ総合科学 9号、p.43。
- (28)内閣官房社会保障改革担当室「社会保障・税番号制度」(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)。

〈発表資料〉

題名	掲載誌・学会名等	発表年月
浅野一弘 「行政の危機管理－大震災からみえた課題－」	『北海道自治研究』第521号北海道地方自治研究所	2012年6月
湯浅壘道 「ソーシャルメディア時代のプライバシー」	システム監査学会第25回公開シンポジウム(機械振興会館)	2012年11月19日
湯浅壘道 「自治体における個人情報保護の課題」	情報ネットワーク法学会2012年度研究大会(情報セキュリティ大学院大学)	2012年12月1日
浅野一弘 「危機管理と行政側の対応」	専修大学大学院公開講座委員会	2012年12月7日
浅野一弘	札幌弁護士会 地方自治法務研究会	2013年2月28日

「自治体の危機管理」		
湯浅塾道 「指定管理者制度と個人情報保護」	情報処理学会電子化知的財産・社会基盤研究会 (EIP) (情報セキュリティ大学院大学)	2013年5月16日